

令和5年度 第1回小笠原エコツーリズム協議会 議事録

日時： 令和5年5月8日 午後4時00分～午後5時20分

会場： 小笠原村役場本庁舎2階会議室、オンライン会議システム併用で実施

出席（父島会場） 敬称略

小笠原村観光協会	筒井 浩俊	代表理事代理
小笠原ホエールウォッチング協会	太田 幸弘	代表理事
小笠原自然文化研究所	堀越 和夫	理事長
NPO 法人エバーラスティング・ネイチャー	田中 秀侑	
小笠原海運(株) 父島営業所	加藤 享	所長代理
国交省小笠原総合事務所	渡辺 道治	所長
環境省小笠原自然保護官事務所	若松 佳紀	国立公園保護管理企画官
林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター	森 満輝	所長
東京都小笠原支庁	大場 雄二郎	支庁長（副会長）
小笠原村	渋谷 正昭	村長（会長）

出席（オンライン）

小笠原野生生物研究会	藪内 良昌	理事長
小笠原自然観察指導員連絡会	深澤 丞	会長
小笠原母島漁業協同組合	鮎川 貞史	代表理事組合長代理
東京アイランズ農協協同組合	門脇 脩	代表理事組合長
小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会	可知 直毅	委員長（アドバイザー）

オブザーバー参加（オンライン）

小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会	織 朱實	委員
東京都小笠原支庁	寺尾 悟	世界自然遺産担当課長

欠席者

小笠原村商工会	打込 由美子	会長
小笠原島漁業協同組合	高瀬 吉安	代表理事組合長
小笠原母島観光協会	林 賢一	代表理事

【決定事項】

- ① 令和4年度事業報告及び決算報告は承認された。
- ② 令和5年度事業計画案及び予算案は承認された。

【会議内容】

1. 出席者確認、配布資料確認

事務局長より出席者及び欠席者の紹介

事務局長より配布資料の確認

2. 会長挨拶

ご承知のように、本日からコロナの位置づけも変わり、あえてマスクなしで参加させていただいている。昨年村長になってから初めてのエコツーリズム協議会会長として出席しまして、今回2回目になる。前回は今お手元にある観光振興ビジョンのことやまたエコツーリズム協議会で策定した全体構想のことなど、積極的な議論をしていただいた。

観光振興ビジョンの6ページに掲載されている、観光振興の方向性ということで定義した、小笠原スマイルツーリズムのところをそのまま読ませていただく。「旅の始まりから終わりまでゆったりとした癒しの時間（Slow）を過ごし、また人と人の出会い（Meet）大事にしながら、島（Island）の豊かな自然や貴重な生物と触れ合う（Ecotourism）ことで、訪れる人も村民も、そして自然も笑顔（SMILE）なれる観光地作りを目指していく」とある。私からは、エコツーリズムに代わるような言葉があれば、小笠原の振興の柱として考え直してよいというようなことも指示をしたが、やはり小笠原の観光の基軸というのは、引き続きエコツーリズムいこうということである。基本方針や重点取り組み事項の中にも「小笠原エコツーリズムの推進」ということが出てくる。

結果として、関係の皆さんとの多くの議論をし、方向性を示すというのが昨年の成果になっている。今年度はこれに肉付けをしていく。実施計画を策定する中で、ぜひまたエコツーリズムというのが柱の一つになったので、協議会の皆様にも様々なご議論を重ねていただきたいと思います。

本日は昨年度の事業報告や、決算さらに今年度の事業計画予算にて議論していただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

協議会設置要綱第8条第4項の規定に基づき、副会長が議事進行を行う。

- (1) 令和4年度事業報告・決算報告

資料1-1、1-2に基づき事務局より説明。

以下、質疑応答

○IBO 堀越委員

昨年もお願ひしていたと思うが、事業費の中で最も多く使っている陸域ガイド講習プログラム実施委託費について、2,299,000円であるが、本事業の一番予算を使っていることなので、もう少し詳しい報告が必要だと思う。これは意見です。

もう一つ質問であるが、この協議会がやっている陸域ガイドと東京都がやっている南島と石門の認定ガイドは単純に重なっているわけではないが、お互いに補完しあっていると聞いている。昨年度、東京都のほうが島外の業者が受注して多少混乱があった。協議会の受注をしたのはそのこと同じ業者か、それとも別のところか。

○事務局 大津

このR4年度の陸域ガイド講習プログラムを実施した業者は、東京都の事業を受注した業者ではない。島内業者、ホエールウォッチング協会である。

○IBO 堀越委員

OWAですね、良かったです。それはしっかりと報告書に書かれた方がいいと思う。島内の方にしっかりとやっていただくのが良いと思う。これは意見です。細かいことだと、参考資料に、今年の協議会の議事録がついていない。

○事務局 大津

皆様協議会の委員なので、今年の協議会後に議事録をお送りして確認していただいている。次回からは添付する。

○IBO 堀越委員

それがいいと思います。以上です。

○事務局 大津

陸域講習のもう少し詳しい報告・積算について、出せるかどうか含めて検討する。

○IBO 堀越委員

ここの予算の 1/3 を使っているので、それがしっかり何に使われたっていうのは、示す必要がある。

○渋谷会長

契約してる書類だから、出せないものではないと思う。それを皆さんに全部見てもらうか、概要として金額の内訳をお伝えすればいいか、ということだと思う。

○IBO 堀越委員

毎年毎年何に重きを置いてやっているのか、多分ルール部会か何で意見照会されているのかな？ 詳しいところはわからないが。

○事務局 大津

新規は2年に1回、更新は毎年やっている。ルールガイド検討部会で、更新講習については来年度どのような内容にするかということをお聞きしている。

○IBO 堀越委員

理想的には5年分ぐらい、何に注視してやっていますという積上げをしてと思うので、それをわかりやすく、説明していただきたい。何月何日にやりましたっていうだけだと、ちょっとわかりにくいかなと思います。

○事務局長 大津

わかりました。検討して、お伝えできるようにしたいと思います。

○大場副会長

協議会の議事録は次回から添付でよろしいですか

○事務局 大津

はい、添付します。

以上を踏まえ採決の結果、賛成多数により、令和4年度事業報告及び決算報告は承認された。

(2) 令和5年度事業計画案・予算案

資料 2-1、2-2 に基づき事務局より説明。

以下、質疑応答。

○事務局 大津

事業計画について、補足する。資料の 6~7 ページ、事業計画の青字で書かれているところが今年度、新しい検討項目になっている。「南島における緊急ボックス」については、第 3 回のルールガイド制度検討部会にて提案されたが、これについては設置の必要性も含めて、設置するなら、どこにどのようなものかというのを今後検討していく。

「各種課題の抽出整理および事業実施のための予算措置に関する仕組み作りについて検討を進める」とあるが、こちらについては、翌年度の事業について、村の予算要求の時期に合わせ、意見照会をメールで行ってきた。しかし、それだとなかなか色々な方を交えての議論もできないということで、集まって会議形式で何か検討できる場ができないかというようなことが提案されておりました。主に今、ルールガイド検討部会でそのような場を設けられないかと考えている。この協議会（本会）だと、基本的には組織の長が参加されるので、踏み込んだ議論の場としてはふさわしくないと考えており、実務担当者が多く出席する部会での議論が適当であると考えている。

○観光協会 筒井委員

令和 5 年の事業計画のところの陸域緊急ボックスの運用について、父島 3ヶ所とあるが、今年度から千尋ルートが林野庁の管理から村の管理に移行されたかと思う。そこでこの緊急ボックスの管理が「村」と「エコツアー協議会」でバッチェンングすると思うが、これについてはどのように考えればよいか。

○事務局 大津

千尋ルートの緊急ボックスは、エコツーリズム協議会で設置しているものなので、今後もエコツアー協議会で行う。

○観光協会 筒井委員

ということはエコツーリズム協議会の持ち物で、中身の巡視・管理等についても村ではなく、エコツアー協議会でやるという認識でよいか？

○事務局 大津

その通りである。

○観光協会 筒井委員

わかりました、ありがとうございます。

○IBO 堀越委員

2つあります。1つは簡単な話で、先ほどの事業報告と同じなんですけど、今年も512万ですから、半分以上の予算が更新講習に使われる。ですけど、事業計画には、更新講習の計画が文面では入っていない。

○事務局 大津

2番に入っていて、新規講習プラス更新講習になります。

○IBO 堀越委員

やはり予算が倍になっている案ですし、課長の説明だと、今年度の更新講習について、これからのルール部会で内容を検討するということである。同じ年度ではなく、前年が終わった段階で翌年度の事業で何をするかというのがわかればもっと良いと思う。要するに、内容がわからない状態で、予算案いいですか？と今言われているので、金額だけで。そこはもう少し丁寧に対応していただければと思いました。担当者は今年は何をするとかの課題はもうわかっているはずなので、そこは前倒しでやっていただければ私達はわかりやすいと思います。はい、要望です。

もう1つは今年度の計画に入っていないことの提案です。昨年度東京都の南島の自然環境モニタリングおよび保全事業が20年目にあたり、それを機に東京都の方でこの過去20年間を総括する、振り返るような報告書を作成してくれました。その委託を私達の研究所が受け、もうすぐ印刷物として東京都から配布されると思う。ここからは地域研究所としての立場での提案です。これから東京都が今までの成果と今後の進め方の発表をしてくれると思うが、それをぜひこの一番エコツーリズムのフラグシップとして名高く、日本の中で最もうまく進んでいると言われている南島で、エコツー協議会の事業として実施して頂きたい。

この報告書には私たちの研究所も現場で対応したし、OWAにも執筆してもらっている。海洋センターにもお願いしてウミガメのことも書いてもらっている。ここの協議会で言うと、地主である保全センター、国有林の方もいるし、国立公園の担当者である環境省の方もいらっしゃる。利用者もいるし、野生研も業

務で入っています。ですから、大体関係している方々は、この協議会に全て入っていらっしゃる。住民に対してはまた別のやり方でいろいろ東京都に考えていただくとして、エコツーリズムという観点から、この東京都の成果、今回東京都だけではなくて、小笠原村観光協会、産業観光課にも南島について行った取り組みも入れていますので、ちょうどいい資料として皆さんで現地でそれを共有する。そこで物事を決めるとかそういう話ではなくて、知っていただくという一番初めのきっかけになればなと思う。それにはこのエコツーリズム協議会の団体としての業務として、行えればなと思いました。それほど予算は必要ないと思います。予備費が80万あるならば、それは去年、必要があれば予備費は使えるよとお聞きしました。これは提案です。

○渋谷会長

まだ報告書自体を我々は見えないから何とも言えないけど、報告書の取り扱いについて、支庁の寺尾課長何かご意見あれば聞きたいです。

○小笠原支庁寺尾課長（オブザーバー）

報告書の取り扱いについては、改めて確認をさせてください。今のところ東京都主催で何かをするというのは考えてないが、20年の取りまとめ報告書を受託者のIBOさんがまとめている。また観光協会やガイドさんとの意見交換を行う中で、この20年の取りまとめについて村と一緒に作ってきたものもあるので、そういった情報を共有する場はあっても良いのかなというふうに思っている。

都の主催だと都と村のエコツーの話だけになってしまうので、この協議会でやるのであれば、南島の色々な事業、環境省のマイマイの再導入の話や、野生研の取り組み等南島で行われている様々な事業について、協議会の皆で改めて現場で情報共有や意見交換をする場はあってもいいのかなと感じました、以上です。

○渋谷会長

今お話を聞いて、会長として、まず報告書は我々の村に来るのであれば、それを見させていただいて。この間、パンフレットを作るというので、チェックしてというのは回ってきたばかりだったんです。それだけの各関係団体関わった報告書ができるっていうところまでちょっと私自身も聞いてなかったので、確認した上でやろうとしてることにそんなに予算はかからないなっていうのは確かに思います。検討させてください。

○IBO 堀越委員

ぜひ前向きに検討していただいて、今年度事業で、エコツアー協議会の事業としてそれを現場（南島）で情報を共有するというのが、特に今年、ルールが改正されたって話もあるので、いい機会かなと思いました。ぜひ前向きに検討してください。

○総合事務所 渡辺委員

予算の書き方なんですけれども、事業費のところ、先ほどご説明ですと、陸域ガイドの登録制度の運用のところ、新規講習と更新講習が2つあるということにご説明されているので、内訳は更新講習いくら、新規講習いくらという形で記入すると、4年度と5年度の講習の金額の違いがわかりやすいと思うので、そういう書き方にしたらいかなと。

○事務局 大津

わかりました。いずれにしても先ほど堀越さんからもありましたように、もう少し具体的な内容について皆様に共有したいと思います。

以上をふまえた採決の結果、賛成多数により、令和5年度事業計画案及び予算案は承認された。

(3) その他

○IBO 堀越委員

今月の頭に南島でお客さんがいるときに少し配慮のない研究者の野外活動が認められたという情報が入っております。ルールの国有林のルールも、環境省のルールも大きく逸脱していませんが、エコツアーリズム上、それは配慮が足りなかった、大幅に欠けていた。おそらく学生だと思うんですが、そのような事例が発生しております。可知先生には私の方からご報告させていただいて、お伝えしております。研究者の組織はないのですが一般として、多くの方々に自主ルールで守っていただくという中で、研究者がそのようなことをしては非常に恥ずかしいし、私達がするべきではないと考えています。可知先生が退出されたようなので、可知先生に代わって、ちょっと説明させていただきます。情報提供です。研究者の方では、自主ガイドラインというのを作っております。2012年に有志で作って、東京都立大のホームページに掲載しております。それについては保全センターの方でそれを参考にしてくださいということで周知していただいているのですが、もう10年も前なので、そのこと自体を知らない方もいるし、特に南島については十分合っていないのかもしれないということで、

可知先生以下、とりあえず新しいガイドラインを作る方向で動いております。できるだけ早く作って、周知できるようにしたい。研究者の総体として、有志としてここで作りますので、すいません、お詫び申し上げます。ここで我々研究者も深く受け止めています。ですから後は、環境省や林野庁等、許可を出される方々に丁寧な周知をしていただいで、再発を防止したい。非常に恥ずかしい話です。ですから他の皆様にはそういう方々を、見かけたら教えてください。それはエコツーリズムとして大変よくない話だと思います。世界遺産の登録時に私達は大変怒られました。研究者だけ勝手に入ること、野放しなのか。その中で十分やってきたつもりではいたんですがこんなことが起こってしまう。申し訳ない。科学委員会と科学者有志をとという形で新しいガイドラインを使うと思いますので、それができましたら周知のほど、よろしく願いいたします。

○保全センター 森委員

状況を説明しますと、研究者が入られて、皆さんが使う通路のところに物を置いて看板を貼ったり、砂のところを踏み荒らしたり。希少種が住んでいるところに踏み入れてしまったという事例が、写真として共有されている。林野庁から許可を出すときには、先ほどのルールの方は周知しているので、今後も改定されたら周知するとともに、もしそのようなことがあればもう貸さないというくらいの厳しい対応はしたい。

○IBO 堀越委員

お客さんがいるときに、ドローン飛ばしたってのはとんでもない話です。議事録に残してくれるといいのですが。航空法からいってもあり得ないですね。人が下にいるときにドローン飛ばして、ですからちょっと相当恥ずかしいですね。

○事務局 大津

いろいろ詳しいことは不明ですが、色々と情報提供を受けております。こういう形で観光事業者と研究者が対立する構図では非常に良くないと思うので、お互い何かあったらきちんと動きをしながら、ダメなものはダメというような形でというふうに思っております。

○野生研 藪内委員

ルール部会で議論された、安全管理マニュアルの資料を送っていただいで、見てちょっと気づいたところをお話したいと思います。1点目、例えばお客さんに対して事前に理解して欲しい注意事項や、お客さんに守ってほしいことを箇

条書きにしたりして、最後にお客さんが誓約書みたいに署名するとかという様式があったんですが、あの中にですね、これ陸域だから海域があるのかもわかんないんですけど、典型的には南島なんですけれども、グリーンアノール等の外来種を持ち込まないと、いったようなことを書けないかと。その誓約書とかいうのは、安全管理マニュアルなので、グリーンアノールを持ち込むとか外来種を持ち込むというのは、ちょっと外れるんですけども、しかしお客さんから誓約を取るのはいくらもできないので、ほとんどないと思うんですけども、1%でも変な人がいると、今までのことが無駄になっちゃいますので、そういうことができないのかというふうな一つです。

それで、それに関連して、例えば、これも安全管理マニュアルに入れるとおかしくなると思うんですけども、外来種等の島外への逸出防止義務というか、努力義務というか、そういったものをどっかに定めていなければ、入れた方がいいんじゃないかと思いました。これが外来種の逸出防止についてが1点です。

それからもう一つ安全管理マニュアルについて。ヒヤリハットとかいろいろ報告事例があると思いますが、私が1つ思うのは、実際に起こった事故・重大事故も含めて、再発防止策、原因を究明して、その再発防止策を全体に徹底するというのが、非常に肝になると思うが、そういう再発防止策を議論するところがあるのか。それを例えばガイド部会なりガイド全体に徹底するようなことを、エコツアー部会のガイド部でやるといいんじゃないかと。もしないんだったら、そういったことのルール化するといいんじゃないかと思いました。

以上2点です。よろしくお願いします。

○事務局 大津

安全管理マニュアルの性質上外来種の逸出防止について書くのがいいのかどうかちょっとなじまないような気もしますが、そもそもアノールを持ち込ませないっていうのは、事業者が船に乗せていくときにそのあたりは、当然お客様にきちんと伝えてますよね。

○観光協会 筒井委員

はい。もちろんです。

○野生研 藪内委員

そうなんですよね。だからそれを含めて、例えばもういっぺん言ったのは、利用者に対する逸失防止義務なので。持って行かないように注意とか、そういうのをすると同時に、塩でプラナリアが出ないように塩で洗いますよね。あれももうみんな当然のこととしてやってるのでいいんだけど、どっかでそ

ういうことをしないとイケないという文言を入れた方がいいんじゃないか思っただけです。すいません。

○事務局 大津

はい提案としてお聞きいたします。重大事故については今後の講習とかで何かできるかどうかルールガイド検討部会で検討させていただきます。

○野生研 藪内委員

ちょっと私の事例で、会社・工場であれば、毎月、安全衛生委員会を開いて全部長が集まって、職場で起こった事故というのは必ず全部報告するんです。それを必ず原因は何か、原因を徹底的に追及して、再発防止策を講じて、こういうことをしましたというのを全部長に周知徹底すると同時に、みんなから意見をもらって、改善策があれば盛り込むということ、定期的に企業ではもう当たり前にやってるんですけども、そういう仕組みがあればいいなと思ったのがきっかけです。

○事務局 大津

観光協会の中でそういうヒヤリハット事例の共有とかされてますか。

○観光協会 筒井委員

はい観光協会内では事故があった場合には事務局に報告し、さらに自分たちが入っているのはガイドさんを集めているガイド部会ですけど、各々やっているアクティビティが違うので、各々のアクティビティ同士で集まっている小委員会を設置してます。その中で安全管理に関しては、話し合っていますので今おっしゃったようなことはほぼ全てできているものだと私は認識しています。以上です。

○野生研 藪内委員

了解です。ということであれば、いいかと思しますので、よろしくお願ひします

○事務局 大津

事務局から南島および石門における適正な利用の見直しについてと、観光振興ビジョンについてご報告させていただきます。参考資料 7 としまして、南島及び石門における適正なルールの見直しについてという資料を添付しました。これについては、今年の 3 月に東京都と小笠原村とで検討協議会を設置しまし

て、ルールの見直しを検討してまいりました。

検討するにあたっては、小笠原村観光協会であるとか、小笠原村母島観光協会、また母島自然ガイド運営協議会など関係団体等に意見照会を行いまして、資料に記載されている改正内容で都と村の協議会で合意を得たことから今後、協定書を締結して新ルールによる運用を開始していくところでございます。今年の4月1日の村民だよりで村民の皆様には、周知しまして、そこで意見をお聞きしているところです。具体的には、そこに書いてありますルールですが、1月のルールガイド部会で説明しましたが、本会では今回初めて説明します。南島と石門の利用経路、最大利用時間、1日当たりの最大利用者数制限事項、ガイド1人が担当する利用者の人数の上限ということでそこに現行のルールを表で書かせていただいております。その中で、南島につきましては、様々なモニタリングの結果、現在植生が回復していることが確認されており、その状況に至ったのは、利用経路を定めてガイドが案内することと、植生回復事業、赤土流出防止や外来種駆除、などや利用経路への転石設置などのハード事業による相乗効果によるものであります。そのため、個別ルールにつきましては、1日100人の入島制限、これについては既に運用上制限はなくなっております。あとは植生回復を目的とした、入島禁止期間の設定、これについても利用経路を設定したことにより、植生への影響は回避されております。また2時間以内の利用制限、実態としてはほとんど超えることがなく長時間いても利用できる範囲が限定されるということからその三つの最大利用時間と1日当たりの最大利用者数および年3ヶ月間の入島禁止期間のルールは廃止します。

一方で利用経路の設定、ガイド1人につき15人までの利用者数の制限は継続いたします。さらには、今後大きな利用増となる要因などが発生したときは、予防的措置として、利用に係る制限を検討します。また必要なモニタリングや上陸地点等の安全対策などは、都と村とで協議しながら続けていきます。石門については、利用面および保全面で大きな課題がないため現行通りとして変更しない。ということを経済協議会で合意を得たところでございます。南島・石門の適正な利用ルールの見直しについての説明は以上です。

何かそれについてご質問等があります。ご意見とか、はい。何かあれば、

○IBO 堀越委員

質問というか、クリアランスです。課長がおっしゃったのは島民に対しては村民だより4月号で、説明をしたというか、今してる最中ですよ。問い合わせ場所があつて。ということは、この改定のルールは適用されてない、ということですか。

○事務局 大津

まだです。今、都と村とで、協定書の変更の最後の詰め段階で、まだ改定はされてない。

○IBO 堀越委員

このルールは確か村民利用にもあてはまるんですよね。何か疑問等があれば問い合わせ先にご質問するなり、問い合わせするなりしても大丈夫だということで窓口はまだ開いているということによろしいですね。

○事務局 大津

はい。

○IBO 堀越委員

了解しました。

○事務局 大津

事務局からもう1点。小笠原村観光振興ビジョンについて報告いたします。基本的な説明を最初に渋谷会長の方から説明していただいたのでおさらいをさせていただければ。この令和5年3月に策定いたしました、小笠原村における観光の基本的な考え方や方向性、それを実現するための方策等について観光関連団体の代表者と議論を繰り返して、関係行政機関や観光事業者、その他の諸団体と意見交換、ヒアリングなどを重ねまして、取りまとめたところでございます。先ほど渋谷会長の方からもありました通り、5つの基本方針の中の1番目としまして、小笠原エコツーリズム推進と書かせていただいております。その中の重点取り組み事項としまして、いろいろなルールの適切な運用等の観光資源の保全と適正利用が主な政策の1つです。さらに、重点取り組み事項としまして、観光資源の保全と適正利用。2番目としまして、ガイドツアーの魅力向上。3番目としまして、ガイド育成・能力補助というふうに、エコツーリズムの推進というところを一番最初に書かせていただいております。

今回観光振興ビジョン策定においては、多くの方に関与していただいて議論を積み重ねるなど、取りまとめの過程を重視したことから結果的には具体的な施策の事業化には至っておりません。そのため今年度、この観光振興ビジョンとして取りまとめましたこの重点取り組み事業ごとに具体的な取り組み内容や、実施、推進体制、スケジュール等をビジョン策定に関わった検討会メンバーを中心に議論をして、必要などころはそれぞれの関係団体に再度またいろいろご意見、意見交換をさせていただきながら、本年度、アクションプランとしてと

りまとめる予定でございます。

また諸々このビジョンをご覧いただきご意見なり、今後のアクションプランを策定するにあたってご意見等ありましたらぜひ、お寄せいただきますようお願いいたします。私の方からの説明は以上です。

以上ですべての議事を終了、議長より事務局に進行が戻される。

4. 閉会

事務局長より閉会の挨拶。

(以上) 事務局長より閉会を宣言。